

令和 7 年度

教育委員会点検・評価報告書

津幡町教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
	（１）自己点検・評価	
	（２）外部評価委員の知見の活用	
4	令和７年度教育委員会重点施策	2
5	自己評価・点検シート	5
6	外部評価委員の意見	18
	資料	20

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、津幡町教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページにて公表しております。

教育委員会の活動等について町民への説明責任を果たすとともに、個々の事務・事業について検証し改善を図りながら、本町の基本理念である『ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり』の実現に向け、教育の充実と振興を目指すことを目的としています。

2 点検・評価の対象

令和7年度の教育委員会の主な施策・事業を対象としています。

3 点検・評価の方法

(1) 自己点検・評価

津幡町教育振興基本計画を踏まえた「令和7年度津幡町教育委員会の重点施策」に基づき、実施した施策・事業について点検・評価を行います。

■自己評価の判断基準

評 価	基 準
A	目標を十分達成している
	(施策・事業を計画通り実施し、著しい成果が得られた)
B	目標を達成している
	(施策・事業を計画通り実施し、ほぼ想定通り成果が得られた)
C	目標達成に向けて課題がある
	(施策・事業を実施したが、想定通りの成果が得られなかった)

※評価はBを基準とし、それ以外（A・C）とする場合は、評価シートの「実績・今後の方向性」欄への記載にあたり、課題等の具体的表現に努めています。

(2) 外部評価委員の知見の活用

津幡町の教育に関して下記の外部評価委員から、教育委員会の自己点検・評価結果に対するご意見をいただき、本書に掲載します。

外部評価委員

委員長	竹田 和代
副委員長	田畑 千栄
委員	石垣 孝明
委員	生地 洋子
委員	林 弘将

4 令和7年度教育委員会重点施策

基本目標1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり

- (1) ふるさと意識の醸成と世代をつなぐ郷土文化の継承
 - ① 津幡ふるさと歴史館を拠点とした郷土愛を醸成する学習機会の創出と未来に向けた歴史的・民俗的資料の収集と活用
 - ② 地域の施設や人材を活用したふるさと学習の実施
 - ③ 歴史・文化遺産を活用した町の歴史文化や観光資源の積極的な情報発信
- (2) 国際理解教育の推進
 - ① 中学生海外派遣交流事業の実施と外国語によるコミュニケーション能力の向上
- (3) 外国語教育の推進
 - ① ALT・語学指導協力員を活用した外国語教育の推進
 - ② 中学生の英語検定料助成事業活用の推進
 - ③ 幼児・児童の基礎的英語コミュニケーション能力の育成
- (4) 国際交流活動と多文化共生事業の推進
 - ① 町民が参加しやすい国際交流活動の推進

基本目標2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり

- (1) 児童生徒の学習環境の充実
 - ① 教育センター事業の充実
 - ② 児童生徒1人1台端末の活用と個別最適化学習の推進
 - ③ 並行読書用図書等を活用した児童生徒への読書環境の充実
- (2) 教職員の指導力向上
 - ① 児童生徒1人1人の学力分析に基づいたきめ細かな指導
 - ② 学力向上・指導力向上に向けた推進体制と学習環境の充実
 - ③ 主体的・対話的で深い学びの充実に向けた教員研修の充実
 - ④ CAN・DOリストに基づく英語教育の推進
- (3) 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携推進
 - ① 子どもの育ちと学びをつなげる幼・保・小・中連携の推進
- (4) 共生社会形成のための特別支援教育の推進
 - ① 個々の教育的ニーズに配慮した特別支援教育の推進と人的支援の充実
 - ② 通級指導教室における個々の学習の状況に応じた指導の充実と教室の増設

基本目標3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり

- (1) 子どもたちの健やかな心と体の育成
 - ① 家庭・地域とともに児童生徒の健やかな心と体をはぐくむ活動の推進
 - ② 考え、議論する道徳教育の推進
 - ③ 学校や関係機関と情報共有・連携したいじめ防止対策の推進
 - ④ 児童生徒の体力と運動能力の向上につながる体育活動の推進
- (2) 青少年の健全育成と青少年を取り巻く環境の整備
 - ① 学校における生徒指導の充実と関係機関と連携した児童生徒支援の強化
 - ② 青少年育成センターと関係機関が連携した青少年の健全育成活動の充実

- ③ 郷土愛の醸成とコミュニケーション能力を向上させる取組の推進
- ④ 教育支援センター（パイン教室）における教育支援事業の充実

基本目標4 安全で安心できる教育環境づくり

- （１）教育環境及び教職員の労働環境の向上
 - ① 校務支援システム・保護者との連絡ツールや外部人材の活用
 - ② 中学校部活動の地域移行の推進
- （２）安全・安心な教育環境の整備
 - ① 教育施設の安全性や防災機能の向上
 - ② 学校施設のバリアフリー化、照明器具ＬＥＤ化、防犯設備整備の推進
 - ③ 多様化する教育ニーズに対応した施設整備の推進
 - ④ 安全・安心な学校給食の提供と運営の効率化の推進
 - ⑤ 学校給食の一部共同調理化の拡大検討と学校給食費の公会計化に向けた検討・準備

基本目標5 学びと創造に満ちた社会環境づくり

- （１）地域の教育資源を生かした生涯学習の推進
 - ① 住民の学習意欲を高める生涯学習の推進
- （２）公民館を拠点とした社会環境づくりの推進
 - ① 関係機関と連携した運営と機能強化
- （３）豊かな情操を養う芸術文化活動の充実
 - ① 文化会館２０周年記念事業の実施及び町民との協働による芸術文化活動の充実
 - ② 芸術文化に興味関心を持つための普及事業と体験・参加型文化活動の推進
 - ③ 文化会館の適切な施設整備実施及び熱源設備の更新と照明器具ＬＥＤ化の推進
- （４）良質な図書館サービスの推進
 - ① 読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備促進
- （５）こども科学館を拠点とした科学教育の推進
 - ① 幼少期から学ぶ科学教室の推進
 - ② 企業や石川工業高等専門学校等の高等教育機関と連携した「科学のまち」の推進

基本目標6 スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり

- （１）スポーツ活動を通じたコミュニケーションづくりの推進
 - ① スポーツ活動をとおした相互交流及びコミュニケーションづくりの推進
 - ② （一社）津幡町スポーツ協会と協働した生涯スポーツの普及と地域づくりの推進
- （２）スポーツ団体の活動支援や運営体制の整備推進
 - ① （一社）津幡町スポーツ協会と協働したスポーツクラブの育成と活動支援及び指導者の養成（中学校部活動地域移行推進）
 - ② 計画的なスポーツ施設の整備
- （３）地域に根ざしたスポーツの振興
 - ① 伝統スポーツを生かした地域交流の推進

基本目標7 地域と共に歩む絆づくり

(1) 家庭教育の充実と推進

① 家庭教育力の向上の取組

(2) 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実

① 関係機関や地域住民との連携・協働による地域コミュニティづくりの推進

② 土曜学習等による地域の人々との交流及び学習活動の推進

③ 地域の実情に応じた学校支援活動の充実

5 自己評価・点検シート

教育委員会の活動	活動概要	実績・今後の方向性	評価
(1) 教育委員会議の開催と運営	・教育委員会議（13回）開催	毎月1回の定例会（令和8年3月は2回）を開催し、各議件に対し審議を行った。 令和7年度の主な審議案件としては、教育委員会予算、各種委員会の委嘱、規則等改正、就学援助受給等である。また、第2期津幡町教育振興基本計画について承認し、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画、津幡町立学校における教職員多忙化改善に向けた取組方針について可決した。 日々変化する教育環境に的確に対応していくため、適時情報共有を行っていく。	B
(2) 情報発信	・教育委員会活動の町ホームページへの掲載	町ホームページには、教育委員会議会議録や総合教育会議録を掲載した。また、各施設での活動報告、イベント案内、取組などを掲載し、広く情報発信を行った。 今後も積極的に情報発信を行い、町民に教育活動への興味関心を持ってもらい、参加を促していきたい。活動の紹介もSNSを活用するなど、様々な媒体を利用し引き続き公開していきたい。	B
(3) 町長部局との連携	・総合教育会議の実施（1回）	令和7年度はいじめ・不登校の現状及び教職員の時間外勤務の現状についての報告とそれに対する質疑応答、町長部局との各種（将来の児童数を見据えた学校の在り方とまちづくり、小中学校の体育館への空調設備の整備、公民館のコミュニティセンター化、「国際交流」と「科学のまち」の将来展望）協議調整を行うことができた。 総合教育会議においては、教育委員会と町長部局の連携体制を図るための重要な会議である。今後も様々な課題を共有し、教育を取り巻く環境に即した教育行政を推進する。	B
(4) 教育委員の自己研鑽	・研修会・研究協議会への参加 ・先進地等への視察（1回） ・石川県市町教育委員会連合会研究大会への参加	郡市教育委員会連合会では、富山県黒部市のYKKセンターパーク、国際文化センター「コラーレ」にて、ものづくりの歴史、地域文化発信施設内にある国際交流活動や国際交流スペースについて視察研修を行った。また、町教育委員会では「能美市学校給食センター」を視察し、給食センター建設経緯や運営・管理等について研修を行った。 10月には石川県市町教育委員会連合会研究大会が文化会館「シグナス」で開催され、津幡町の教育の取組について発表するとともに、各市町との活発な意見交換を行った。 他自治体の取組事例等視察研修に参加し、将来を見据えた教育方針等の参考としていく。研修で学んだ先進事例と実際の教育現場を照らし合わせ、本町の教育行政にどう生かせるか議論、研究していきたい。	A
(5) 教育委員による学校及び教育施設の状況把握及び各種行事参加	・小学校・中学校訪問（11回） ・県民スポーツ大会選手団壮行会及び応援 ・全国社会人相撲選手権大会出席 ・つばたレガッタ出席 ・中学生海外派遣交流事業出発式、報告会出席 ・津幡町教育委員会表彰贈呈式出席 等	津幡町の生涯学習・体育行事への参加、小学校・中学校の訪問等各事業への参加を行った。教職員の職場環境や児童生徒の実態について現状確認を行うとともに、教育施設で行われている各種活動状況を見学した。 学校訪問をとおして、各学校の教育活動の現状や課題、児童生徒の実態、教職員の教育実践等について継続的に把握することで、現場の声を的確に捉え、教育施策に反映させていく。また、各教育委員会行事に参加し、教育のさらなる振興への提言につなげていく。	B

重点施策			取 組	実績・今後の方向性	評価
1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり	(1) ふるさと意識の醸成と世代をつなぐ郷土文化の継承	① 津幡ふるさと歴史館を拠点とした郷土愛を醸成する学習機会の創出と未来に向けた歴史的・民俗的資料の収集と活用	・ 出前講座（9回、延271人） ・ 津幡ふるさと歴史館及び歴史民俗資料収蔵庫での見学受入 ・ 子ども歴史民俗講座（9回、延114人） ・ れきしる友の会講座（6回、延37人）	県埋蔵文化財センターと協働での出前講座を小学校3校で行い、地域出土の埋蔵文化財に触れる機会を設けるとともに、津幡ふるさと歴史館及び歴史民俗資料収蔵庫において、小中学校2校の見学を受け入れた。 津幡ふるさと歴史館において、子ども歴史民俗講座を開催して、学習機会の創出を行った。企画展示では、「写真で見るつばたかるた展」として、かるたに登場するの特徴ある景色やものを写真で展示し、現地に赴いていただくような工夫を行った。 公民館2館及び地域サロン等3か所及び友の会講座で、地元の歴史や伝承を学ぶ場を設け、幅広い世代に対応した講座を実施した。	B
		② 地域の施設や人材を活用したふるさと学習の実施	・ 住吉公園屋内温水プール「アザレア」でのプール体験学習の実施 ・ 河愛の里キンシュレでのふるさと学習体験プログラムの実施	屋内温水プール「アザレア」を活用した小学3年生児童のプール体験学習、河愛の里キンシュレを活用した小学4年生児童のふるさと学習活動を行った。 地域の施設を活用し、ふるさとの豊かな自然や伝統文化を体験的に学び、ふるさとへの関心と愛着を高める学習機会の創出に努める。	B
		③ 歴史・文化遺産を活用した町の歴史文化や観光資源の積極的な情報発信	・ 特別天然記念物コウノトリの保護と情報発信に向けた取り組み ・ 町民大学などでの情報発信 ・ 町史跡「鳥越弘願寺跡」の発掘調査	河北潟で孵化した特別天然記念物コウノトリに足環をつけ、育雛の様子をライブ配信するなど、文化財保護の取り組みと定住促進を絡めた情報発信を行った。また、企画課によるコウノトリ番組も作成し幅広い層への広報につとめた。 地域のサロンや公民館講座等で、それぞれの地域の特色ある歴史を町民に伝え、興味・関心を高めることができた。 町史跡「鳥越弘願寺」の発掘調査を行い、掘立柱建物跡や宗教行事に使われたと思われる皿を出土し、寺の活動を知る資料を得ることができた。 地域の活性化につながる文化遺産の掘り起こしを進めていくとともに、コウノトリの営巣の様子配信のほか広報番組など、魅力的な方法での情報発信に努める。	B
	(2) 国際理解教育の推進	① 中学生海外派遣交流事業の実施と外国語によるコミュニケーション能力の向上	・ 中学生海外派遣交流事業（8/18～25）	中学2・3年生10名をオーストラリアへ派遣し、シドニー市近郊・ノースリッチモンドにあるコロ・ハイスクールでの授業やホームステイを体験することで、事業の目的である国際感覚をもった人材の育成を図ることができた。更には、ホームステイ先の家族が津幡町派遣中学住宅を訪問するなど、個人間でも交流する様子もみられた。また、昨年度に続き、新聞報道や町公式SNSを利用し、現地での活動内容を周知した。 中学生海外派遣交流事業については、事業の目的に沿ったものになるよう計画し、派遣者にとって充実した交流となるよう努める。	B
	(3) 外国語教育の推進	① A L T ・語学指導協力員を活用した外国語教育の推進	・ 語学指導教職員配置	外国語指導助手（A L T）3名と語学指導協力員2名の計5名を町内の全小中学校に派遣し、外国語活動、英語学習の充実を図った。 小学校では、A L T等を活用し生きた英語に触れ、外国語活動、英語学習への意欲を高め、中学校では、A L T等と英語科教員との連携を密にしながら、今後も授業の充実に努める。	B

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり	(3) 外国語教育の推進	② 中学生の英語検定料助成の拡大と事業活用の推進	・ 中学生を対象に英語検定料の一部助成事業を実施（62人）	中学生の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、令和7年度からは中学生全学年を対象に英語検定3級以上を受験した生徒の保護者に対して、検定料の一部を助成した。 英語検定受験がより多くの生徒の英語力の向上及び外国語学習への意欲向上の機会となるよう、SNS等を活用し広く周知するように努め、今後も助成の対象者を全学年とし、本事業を継続実施する。	B
		③ 幼児・児童の基礎的英語コミュニケーション能力の育成	・ 土曜学習プログラム「つばたKidsイングリッシュクラブ」（6回、延78人）、ハロウィンパーティー（1回、43人）	つばたKidsイングリッシュクラブでは、国際交流員（CIR）やALTが先生となり楽しく英語に触れてもらう活動を実施した。ハロウィンパーティーではトリック・オア・トリートでシグナス内の図書館、こども科学館、児童センターを回ったり、海外のハロウィンでは有名なピニャータ割りを行い、外国の文化に触れるイベントを開催することができた。 小学生への英語活動支援であることから、英語に親しむことを重点とした学習ができるよう工夫する。	B
	(4) 国際交流活動と多文化共生事業の推進	① 町民が参加しやすい国際交流活動の推進	・ 石川中央都市圏での連携事業の実施（1回） ・ にほんごカフェ（5回、延8人）、地球人講座（2回、延26人） ・ 小学校へ日本語支援サポーターの派遣 ・ 「国際交流キッチン」（1回、25名）	石川中央都市圏での連携事業として、金沢市主催のイベント「グローバルEXPO」にて国際交流ブース出展に参加した。 CIRによる、にほんごカフェ、地球人講座などを開催し、外国や日本の生活・文化・言語等を楽しく学び理解を深める活動を行った。にほんごカフェでは、新たな企画として津幡ふるさと歴史館「れきしる」で開催し、本町に住む外国人に津幡町を知ってもらう機会をつくることができた。 町登録ボランティアの日本語支援サポーターと石川県国際交流協会の外国につながる子どもを支援する制度を利用して、小中学校の外国人児童生徒4名に対し学校生活での支援を行った。入学の必要書類の英訳などを行った。 新たな企画として「国際交流キッチン」を開催した。町内の小学生親子を対象に、CIR・ALTと交流しながら、外国の料理づくりを体験するプログラムを実施した。 石川中央都市圏内の国際交流事業に積極的に参画するとともに、引き続き町内に住む外国人とのコミュニケーションづくりと、町民が国際感覚を学び理解し合える教室を開催し、参加者が増えるよう情報発信を行う。町民や外国人がもっと参加しやすくなるよう工夫に努めていく。	A

重点施策			取 組	実績・今後の方向性	評価
2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり	(1) 児童生徒の学習環境の充実	①教育センター事業の充実	・教職員研修の実施 ・教育相談、教育支援センターの運営体制などの充実	学力向上研修や今日的課題に基づく研修など、年間13回の研修を実施した。また、各学校を年4回訪問し、授業改善のための指導助言を行った。 保護者の相談等にていねいに対応し、必要に応じて学校や関係機関につなぎ、児童生徒とその家族をサポートできる体制づくりに努めた。また、教育支援センターでの受け入れ体制や活動の充実により、個性に応じた居場所づくりを推進した。 さらに相談体制を充実させ、学校との連携を図り児童生徒とその家族をサポートできる体制づくりに努める。	B
		②児童生徒1人1台端末の活用と個別最適化学習の推進	・1人1台端末の活用の推進 ・ICT機器を活用した学習活動の環境整備 ・プログラミング教育の充実	1人1台端末の活用については、児童生徒の日常使いが定着してきた。情報収集、考えの整理・表現、発表資料作成、他者参照、共同編集等の様々な場面で児童生徒が進んで活用する様子が見られた。プログラミング教育、情報御モラル教育については、どの学校でもICT支援員を活用して実施することができた。 学習場面において、適切かつ効果的に生成AIの利活用ができるように、生成AIの利活用に関するガイドラインを作成し、周知する。	B
		③並行読書用図書等を活用した児童生徒への読書環境の充実	・並行読書用図書の充実 ・学校図書館運営支援の強化	定例の学校司書連絡会で各学校の活動報告を主に行い、情報の共有ができた。児童生徒の1人1台端末内からの電子図書を周知し定着に務めた。 児童生徒へ配布用のブックリスト「ちいさなほんだな」作成から年月が経ったため、小学校高学年向きに新たな内容を足した増補版を作成した。 引き続き、学校と連携し図書館システムネットワークを活用した並行読書用図書の活用の定着を図る。また、各学校へ資料の配送を行い、さらなる利用促進に繋げる。中学生向けのブックリスト「ちいさなほんだな」の増補版の作成に取り組む。	B
	(2) 教職員の指導力向上	①児童生徒1人1人の学力分析に基づいたきめ細かな指導	・子供主体の授業づくりの推進 ・学力調査の結果を生かした授業改善	全国学力・学習状況調査、県基礎学力調査の結果を分析し、「教科等の資質・能力育成シート」を作成できた。授業でどのような指導を行うのか具体的な改善策を考え、学校全体での共通実践につなげることができた。また、多くの学校で、教材研究および授業構想、授業の振り返りや情報交換のための時間を確保する様子が見られ、組織的に実践と検証を行う様子が見られた。 授業構想や各校の実践についての情報や好事例を収集し、町学校教育研究会の研修の場で紹介したり指導・助言を行ったりする。	B
		②学力向上・指導力向上に向けた推進体制と学習環境の充実	・学力向上、指導力向上に向けた組織的取組の推進 ・学校課題に応じた学校独自の教育課程の推進	毎学期行っている町教育委員会学校訪問の際に、各校の授業の好事例を集約し、町の研究主任会の場合や校務支援システムの掲示板等で情報提供を行うことができた。主任主事対象の研修を行い、町の学力向上の重点について周知を図ることができた。年度末には、令和8年度の学力向上の重点について検討し、方向性を示すことができた。 令和8年度津幡町学力向上の重点の一部を、「ねらい達成に向けた教師の指導性の発揮」と改め、改訂の理由及び留意点について、主任主事対象の研修で指導助言を行う。また、研修内容を各学校で周知するよう指導助言する。	B

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり	(2) 教職員の指導力向上	③主体的・対話的で深い学びの充実に向けた教員研修の充実	・学力向上研修の充実	町主催の学力向上研修では、授業参観や指導主事の講話により、若手教員の指導力向上につなげることができた。その他、学力向上、指導力向上に向けて、ミドルリーダー研修、特別支援学級等担任研修、特別支援教育支援員研修、観察・実験力向上研修等を実施した。 今日的な課題を取り入れ、防災教育の研修を実施し、対象者以外の希望者にも研修内容をオンライン配信し、指導力向上を図ることができた。	B
		令和８年度も、今日的な課題や教職員の要望等を取り入れた研修を計画し、研修内容を参加者以外にも共有するよう、指導助言を行っていく。			
	(2) 教職員の指導力向上	④CAN・DORリストにもとづく英語教育の推進	・効果的な授業研究の研修	「話す」「聞く」「読む」「書く」の４観点のうち、各Unitでどの力を身に付けさせたいのかを明確にしたCAN・DORリストを作成し、それらを児童と共有し、児童が見通しをもって学習を進める様子が見られた。またそれらの事例を紹介することができた。	B
				CAN・DORリストをもとに、児童自身が課題意識や見通しをもって学習に取り組んでいる事例を学校訪問で収集し、紹介していく。CAN・DORリストで付けたい力を明確にし、評価や実態把握を行うことができるよう、学校訪問等で指導助言を行い、教員の指導力向上につなげる。	
	(3) 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携推進	①子どもの育ちと学びをつなげる幼・保・小・中連携の推進	・小学校区ごとの年間計画に基づく幼保小連携事業の推進 ・中学校区ごとの小中連携事業の推進 ・幼保小の全体研修会の実施	幼保小連携事業では、小学校区ごとの連携事業協議会を実施した。また、小学校の担当教員及び幼保こども園の教職員を対象に、県の指導主事による研修を実施し、教育課程、児童の様子に関する情報交換を行った。 小中連携事業では、各中学校が中心となり、小学生の中学校体験、中学校教員による小学校出前授業等を実施した。また、研修におけるグループ協議を中学校区ごととし、連携を図りやすくした。	B
				令和８年度も各小学校・こども園等の連携担当者が一堂に会する全体研修会を実施し、相互に学び合う教育課程づくりを推進し、指導力向上を図る。	
(4) 共生社会形成のための特別支援教育の推進	①個々の教育的ニーズに配慮した特別支援教育の推進と人的支援の充実	・教職員研修の実施 ・児童生徒の状況把握と支援 ・就学相談と就学支援 ・学校看護師による医療的ケア児への支援	特別支援教育の推進と教職員の指導力向上を図るため、小中学校の特別支援学級等担任を対象に、県の指導主事による「特別支援学級等担任の指導上の留意点」についての研修を実施した。また、特別支援教育支援員を対象とした計3回の研修を実施した。 医療的ケアを必要とする児童が安全に学校生活を送れるよう、医療的ケア児が在籍する小学校に新たに学校看護師を配置し支援を行った。	A	
			配慮が必要な児童生徒の状況について、毎月及び随時の報告により各学校と情報を共有し、1人1人に応じたサポートにつなげる。特別支援教育支援員の増員を検討する。		
	(4) 共生社会形成のための特別支援教育の推進	②通級指導教室における個々の学習の状況に応じた指導の充実と教室の増設	・通級指導教室での個々の特性に応じた特別な指導の提供	津幡小学校、条南小学校に加え、新たに井上小学校に通級指導教室を開設した。通級指導教室では、個々のニーズに応じた特別の指導を行い、特別支援教育の充実を図った。通級を希望する児童数が増加しているため、さらなる通級指導教室の増設に向けた準備を進めた。	A
発達障害の認知度向上や保護者の理解が進み、年々通級指導教室の希望者が増加しているため、指導体制を整備し、通級指導教室での指導が効果的なものになるよう、通級指導教室と在籍校、学級担任、保護者との情報共有を図り、連携を深める。					

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり	(1)子どもたちの健やかな心と体の育成	①家庭・地域とともに児童生徒の健やかな心と体をはぐくむ活動の推進	・グッドマナーキャンペーン延2,302人（前年5,489人） ・学校地域連携事業全校区実施 ・子ども郷土史講座全小学校区実施	9月1日からの1週間、グッドマナーキャンペーンを実施した。本年はI Rの倶利伽羅駅、津幡駅とJ Rの中津幡駅、本津幡駅、能瀬駅で活動し、9月3日は雨の影響のためJ R七尾線が運休となり中津幡駅と本津幡駅は中止とした。また、各小中学校では児童、生徒、PTAなどがあいさつ運動を行い、心の教育を推進する気運を高めた。 学校地域連携事業として、学校にいろいろな知識や技能を有する地域の方をゲストティーチャーに迎え、教育内容の充実を図り、地域との連携を深めることができた（地域の音楽グループを招聘してのクリスマスコンサートや地域のお店見学などを実施）。 子ども郷土史講座では、太白台小学校、英田小学校で「河合谷地区の禁酒の学校物語の紙芝居」、萩野台小学校で「河原市用水を作った中橋久左衛門」など、津幡町の郷土史について、地域の方を講師として講座を開き、郷土への理解と愛着を深めた。 地域の方や関係団体の協力を得ながら、さまざまな活動をとおり、豊かな心をはぐくむ事業を引き続き実施し、郷土への理解と愛着を深めていく。 グッドマナーキャンペーンは毎年、小中学校の2学期開始に併せて、9月1日から1週間（土日曜日は除く）実施している。近年、9月上旬でも気温が高く、参加者の負担となっているので暑さを考慮し、開催時期の検討を行う。	B
		②考え、議論する道徳教育の推進	・考え、議論する道徳教育の推進	道徳の内容項目に基づき、道徳的事象を自分事として捉え、主体的に考え、議論する授業展開や1人1台端末を効果的に活用した道徳教育の実践がみられるようになった。道徳の授業づくりに関する校内研修を行う様子も見られた。しかし、道徳の年間指導計画と教育課程、道徳教育別様の内容に齟齬が見られる学校が散見された。 道徳の年間指導計画と教育課程、道徳教育別様の内容に齟齬がないようにし、計画的に実施できるように、学校訪問等で指導助言を行っていく。	B
		③ 学校や関係機関と情報共有・連携したいじめ防止対策の推進	・「津幡町いじめ防止基本方針」等に基づく指導や対応 ・児童生徒の情報共有と学校サポート	令和6年8月文科省改訂の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、令和7年4月改定の「津幡町いじめ防止基本方針」に基づいた指導や対応を行い、「いじめを許さない・風通しのよい学校づくり」に努めた。 町校長研修会や町生徒指導部会等において、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの定義・認知・解消要件」について確認し、学校におけるいじめの把握・解消の精度が高まるようにした。各学校がいじめや問題行動に対して早期発見・早期対応の重要性を意識し、これまで以上にアンテナの高い見取りができた。また、学校のよい取組を紹介し、各校でのよりよい対応につなげた。 小中学校におけるいじめの発生状況等について、毎月又は随時の報告により各学校と情報を共有し、個に応じたサポートにつなげた。 文部科学省発出のガイドラインや生徒指導提要进行を踏まえ、いじめを見逃さない風通しのよい学校づくりに引き続き努めると共に、「津幡町いじめ防止基本方針」の見直しを行い、増加するSNS上でのいじめの対応への理解を深める。さらに、児童生徒の命を守ることを最優先に、今後も毎月のアンケートや学期ごとの全員面談等を継続して実施し、いじめの兆候をいち早く捉え、早期対応・解消ができる体制を強化していく。	B
		④児童生徒の体力と運動能力の向上につながる体育活動の推進	・体力アップ1校1プランやスポチャレいしかわの取組の推進	小学校においては、すべての学校でスポチャレいしかわの取組を行うことができた。継続的に実施している学校も多く、5種目すべてにおいて町内の学校が入賞することができた。 運動技能の向上につながるような好事例を広めながら取組の推進を図る。年度当初の新体力テストを基に、体力アップ1校1プランを策定しているが、効果的な活用に至っていない。課題や目標について児童生徒と教員が共有できるようにする。	B

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり	(2) 青少年の健全育成と青少年を取り巻く環境の整備	①学校における生徒指導の充実と関係機関と連携した児童生徒支援の強化	・専門的な人員等の活用による学校内の相談体制の整備 ・学校以外の関係機関と連携した児童生徒支援	スクールカウンセラーや、教育センターの公認心理師等による専門的な相談の実施や、町子ども家庭センター等の関係機関につなぐ等、よりよい支援が受けられる体制を整えた。 小中学校においては、生徒指導主事を中心に、生活アンケートの内容や方法を見直ししながら児童生徒の心のケアに対応できるようにした。 また、中学校においては不登校生徒への個別の生徒指導や学習指導及び担任教員等のサポートができる専門の指導員として、学校生活指導員を中学校2校に配置し活用した。 小中学校は教育支援センター（パイン教室）との連携や活用により、いじめ防止や不登校対策などの児童生徒支援を行った。	B
		児童生徒が抱える複雑かつ多様化している課題に対して支援するため、福祉部局などさまざまな関係機関との連携を一層深める。			
		②青少年育成センターと関係機関が連携した青少年の健全育成活動の充実	・青少年育成センター事業（定例街頭指導、特別巡視など、青少年健全育成標語募集） ・豊かな心を育む津幡町民会議、町生徒指導部会等との連携	毎月第3水曜日に青少年育成センター育成員（各校区PTAなど）と公園やショッピングセンターで街頭指導を実施した。また、8月2日につばたまつりの特別巡視を行い、青少年の非行防止に努めた。 各小中学校児童生徒に標語を募集し、487点の中から入賞した13作品を11月に表彰し、最優秀作品を立看板にして町内4箇所に設置し青少年健全育成の啓発を図った。	B
		今後も関係機関との連携を深め、街頭指導や特別巡視を実施し、地域で見守る青少年の健全育成活動の充実を図る。			
		③郷土愛の醸成とコミュニケーション能力を向上させる取組の推進	・津幡かるたの活用 大会の開催327人参加	災害時相互応援協定を結んでいる福岡県岡垣町と派遣交流を行っている小学生国内派遣交流事業は、令和6年度より隔年開催となったため、令和7年度の実施はなかった。 子どもの育成活動の一環として津幡かるたの競技会を開催し、青少年の健全育成に寄与するとともに、「津幡かるた」をとおしてふるさと津幡についての知識と愛着を深めた。 小学生国内派遣交流事業について来年度は広島県内で平和に関する学習を取入れ、派遣内容の一部変更を検討する。引率者（6人）を社会教育団体関係者や大学生（この事業に参加した児童）にお願いしている。派遣児童の事前研修6回、派遣4日間、事後研修3回、報告会等の助言指導を行っており、約3ヶ月に渡るため、引率者の確保が課題である。津幡かるた大会は、今回が4回目の大会で運営が円滑になってきた。参加者が初めて300人以上（令和6年度261人）となり、各学年で熱戦がみられた。歌が読まれる前から札を取る行為があったので、ルール改正が必要と感じた。これからもつばたふるさと探偵団や町子ども会と協働し大会運営に努める。	B
④教育支援センター（パイン教室）における教育支援事業の充実	・教育支援センターによる児童生徒の居場所づくり ・相談体制の充実	不登校児童生徒個々に応じた居場所づくりのため、パーテーション設置、リラックス空間の創出、運営方針の改善等の整備を行った。保護者、学校や他機関との連携を図り、児童生徒のよりよい居場所となるような運営に努めた。教育支援センターでの指導が、不登校児童生徒の社会的自立に資するものとなるよう、在籍校、保護者などとの連携をいっそう緊密にし、指導体制の充実に努めた。その結果、通室生は32人（令和6年度22人）、相談は379件（令和6年度284件）となった。加えて、延べ通室人数は183人、延べ通室日数は1,485日となり、昨年度を大幅に上回った。 不登校に悩む保護者の会や、学校別室担当者との情報共有・助言を実施し、教育支援センターを中心とした児童生徒の居場所づくりを推進する。	A		

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
4 安全で安心できる教育環境づくり	(1)教育環境及び教職員の労働環境の向上	① 校務支援システム・保護者との連絡ツールや外部人材の活用	・校務支援システムの活用 ・スクールサポートスタッフや部活動指導員の活用	保護者との連絡ツール、校務支援システムを活用し、教職員の業務の効率化を図った。また、中学校の部活動については、部活動指導員を中学校2校に計6名配置、一部の部活動を地域クラブとし地域展開を進めるなど教員の業務負担軽減を図った。 スクールサポートスタッフは全小中学校に計9名配置し、教職員等の事務業務の補助等に効果的に対応し、教職員の多忙化改善につなげた。 校務ＤＸの推進、教職員業務負担軽減のための人的支援、本町の現状に沿った部活動の地域移行の推進等により、教職員が学習指導や学級経営に専念できる教育環境づくりに努める。	B
		②中学校部活動の地域展開の推進	・一部の運動部活動の地域クラブ活動への展開実施 ・関係団体との協議と展開への準備	一部の運動部活動を学校から地域へ展開し、地域クラブ活動として運営を開始した。さらなる運動部活動の地域クラブ活動への展開に向け、継続的に各競技団体等と協議を行った。 運動部の休日部活動の地域クラブ活動への展開実施に向け、学校、関係団体との協議を継続して行う。また、一部の運動競技の地域クラブ活動を開始する。	B
	(2)安全・安心な教育環境の整備	① 教育施設の安全性や防災機能の向上	・中条小学校放送設備整備工事 ・萩野台小学校・笠野小学校防獣対策用木柵設置工事 ・中条小学校・津幡中学校空調設備整備工事	教育施設の安全安心を図るため、計画的な施設整備を進めることができた。中条小学校の老朽化した放送設備の改修、萩野台小学校・笠野小学校に防獣用の木柵を整備、中条小学校と津幡中学校の空調設備を更新及び新設した。 適切な点検を行い利用者の安全安心を優先とした施設整備・維持管理を継続して行う。大規模な整備については国の交付金を活用した事業となるため、施設の長寿命化計画を随時見直ししながら、的確な施設整備に努める。学校体育館への空調設備導入については、早期に整備できるよう計画する。	B
		② 学校施設のバリアフリー化、照明器具ＬＥＤ化、防犯設備整備の推進	・小中学校高効率化照明改修工事 ・小学校9校防犯設備整備工事 ・萩野台小学校トイレ改修工事实施設計	小中学校の照明ＬＥＤ化工事を実施中であり、令和8年度の工事完成を目指す。小学校9校に防犯カメラと非常通報装置を整備し、より安全な学習環境を確保した。 引き続きトイレ洋式化率が70%未満の小学校の整備を進める。今後も施設利用者のニーズに合わせた施設整備を推進していく。	B
		③多様化する教育ニーズに対応した施設整備の推進	・学校トイレの清掃委託 ・学校体育館の空調設備の整備検討及び移動式エアコンの設置	本年度初めて学校トイレ（年に1回、数校ずつ）の清掃業務を行った。また、要望の多い学校体育館の空調設備については、総務課との連携により緊急対応として各学校に2台ずつ移動式エアコンを設置した。 学校や各団体からの教育施設の整備についての要望について、必要性・緊急性等を踏まえ検討していく。	B

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
4 安全で安心できる教育環境づくり	(2)安全・安心な教育環境の整備	④安全・安心な学校給食の提供と運営の効率化の推進	・安全安心な学校給食施設の機器更新・修繕 ・津幡南中学校及び井上小学校の消毒保管庫更新 ・津幡中学校及び津幡南中学校の巣tー無コンベクションオープンの更新	スチームコンベクションオープンや消毒保管庫などの厨房備品の更新、厨房の換気扇や手洗い水栓等施設の修繕を行い、衛生環境及び衛生管理向上を図った。 学校給食施設の適切な維持管理のため、点検・検査を引き続き行い、不具合のある機器等の早期更新に努める。	B
			・学校給食費の一部助成、学校給食費無償化の実施 ・学校給食における衛生管理の徹底と効率化	食材費等高騰による給食費の保護者負担を軽減するため、食材費等の経費の一部を助成したほか、就学援助費の学校給食費についても全額扶助した。令和7年9月より町立中学校、令和8年1月より町立小学校の学校給食費を無償化した。 学校給食費の公会計化に伴い、献立の統一による食材調達の効率化を図った。給食調理員を対象に衛生管理研修を実施し、衛生管理面から作業動線の見直し等による衛生管理の徹底を図った。 安全安心な学校給食の提供を継続的に実施するため、衛生管理、食物アレルギーへの配慮等を徹底し、給食費にかかる費用の支援を行っていく。 学校給食を通して、児童生徒が自ら健康的な食生活を選択する力を養い、「食」に関する感謝の気持ち育む食育の推進を図る。	A
		⑤ 学校給食の一部共同調理場の拡大検討と学校給食費の公会計化に向けた検討・準備	・学校給食費の公会計化の実施 ・共同調理場先進地視察	中学校では令和7年9月からの学校給食費無償化実施に伴い、学校給食費の公会計化を実施した。小学校については令和8年4月からの学校給食費公会計化に向け準備を進めた。 共同調理場を有する能美市への現地視察を実施し、施設の規模、運営形態、配送管理、衛生管理体制等の実態を視察した。 小中学校の給食費無償化および公会計化を実施し、学校給食費の透明性、公平性の確保に努め、業務の効率化、標準化を進める。 視察で得た知見をいかに本町の地形や学校数、人口動態に見合ったモデルへ落とし込み、共同調理場を導入した場合との比較検討しなければならない。	A
	(3)学習環境の向上と充実	① 質の高い情報教育のための環境整備	・3小学校、2中学校の児童生徒用1人1台端末（Chromebook）の更新 （太白台小247台、笠野小31台、英田小218台、津幡中549台、津幡南中643台 計1,688台）	令和2年度に購入した町内各小中学校の児童生徒が利用しているChromebookは、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫っていることから、GIGAスクール構想第2期を念頭に、公立学校情報機器整備事業として端末の更新を令和7年度から8年度にかけて行う計画である。 令和7年度は太白台・笠野・英田小学校、津幡・津幡南中学校の端末更新を行った。 令和8年度は残りの小学校（津幡・中条・条南・井上・刈安・萩野台）の児童用Chromebookの更新を行う。	B

重点施策			取 組	実績・今後の方向性	評価
5 学 び と 創 造 に 満 ち た 社 会 環 境 づ く り	(1) 地域の教育資源を生かした生涯学習の推進	① 住民の学習意欲を高める生涯学習の推進	・ 成人教育、少年教育、女性教育活動	町民大学では、地域生活、ふるさとつばた、情報社会、健康・スポーツなどの講座を18講座（大雪のため中止1講座）、延べ1,094人の参加があった。（前年21講座、延べ1,203人） 地域生活講座において、「気象情報を生かしての減災・防災」を開き、気象情報を有効に活用し、減災・防災につなげていくことを学んだ。 情報化社会やふるさと教育など、町民のライフスタイルや価値観の多様化に対応しながら各種事業を企画し、広く各世代の方が生涯にわたり興味関心のあることを学ぶことができる学習環境づくりに努める。 ふるさとつばた講座では、町史編さんについての講座を設け、方向性や内容を説明し、広く町民にアピールしていきたい。	B
	(2) 公民館を拠点とした社会環境づくりの推進	① 関係機関と連携した運営と機能強	・ 地区防災フェスタ（140人） ・ 昔の遊び交流会（52人） ・ みんなのカフェ（延433人）	津幡公民館で関係機関と協働し、地区防災フェスタを実施。濃煙避難体験や段ボールベッド・簡易トイレ作りを体験し、避難所生活などについて学んだ。 英田公民館でくらし安心ネットワーク委員会と協働し、英田小1年生を対象にお手玉・おはじき・あやとり・竹かえし・けん玉・コマ・めんこ・竹トンボを楽しみ交流を図った。 また、英田公民館では地域の居場所作りとして地域住民が気軽に立ち寄れる「みんなのカフェ」を実施。毎月第2水曜に開催され、地域住民の交流の輪の拡大や支え合いの一助となった。 関係機関と協働し、安全安心づくり、地域づくり、健康づくり、人づくりの活動をとおし、地域の実情に応じた組織の運営と機能強化に努める。	B
	(3) 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実	① 文化会館20周年記念事業の実施及び町民との協働による芸術文化活動の充実	・ 土曜学習プログラム（絵画(11回)、日本舞踊(11回)、和太鼓(8回)、陶芸(2回)、絵手紙(1回)、写真(2回)、合唱(25回) 延230人） ・ 町少年少女美術展（出品数336点） ・ 町文化展覧会（出品数966点） ・ 「輝け！シグナス芸能祭」（600人） ・ 「シグナス・ウインド・オーケストラ 第13回定期演奏会」（600人）	主に町文化協会と協働しながら、子どもを対象とした体験教室等の参加型事業や展覧会等の文化事業を行った。文化会館20周年記念事業（梅沢富美男劇団津幡特別講演、神田伯山独演会、サンボマスターコンサート等）を数多く実施し、多くの方に文化会館を利用してもらうことができた。 文化事業について、町文化協会等と協働してさまざまな事業を工夫して実施し、町民へ芸術文化の普及を行う。イベントの開催にあたっては、町民のニーズを調査しながら実施し、宣伝方法を工夫して周知・広報していく。	B
		② 芸術文化に興味関心を持つための普及事業と体験・参加型文化活動の推進	・ 文化会館自主事業「昭和音大ウインドコンサート 津幡公演」（480人）、「梅沢富美男 津幡特別公演」（662人）、「神田伯山 独演会」（764人）、「サンボマスター コンサート」（780人）、「シグナス・ウインド・オーケストラ 親子ふれあいコンサート」（600人）、「ロビーコンサート」（6回）、など計32公演	幅広い文化振興事業を実施し、芸術文化普及に努めた。共催事業を活用することで、さまざまなジャンルの事業を行うことができ、町民の文化振興に寄与することができた。 町民のニーズに合った幅広い文化事業を工夫して実施し、町民へ芸術文化の普及を行う。安全面・収支面・内容面でバランスの良い企画を行い、周知や宣伝方法を工夫して多くの集客と高い満足性を目指す。	B
	(3) 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実	③ 文化会館の適切な施設整備実施及び熱源設備の更新と照明器具LED化の推進	・ 文化会館長寿命化大規模改修（空調熱源設備改修工事、高効率化照明改修工事） ・ 文化会館設備修繕（ロールカーテン修繕、シャワートイレ交換、舞台機構シーブ交換）	定期的な法定点検及び自主点検を実施したほか、文化会館長寿命化大規模改修を行った。利用者へ支障なく実施することができ、利用者の安全性と快適性を高めることができた。 開館後20年が経過し様々な箇所の修繕や交換が必要になっている状況である。今後必要となる大規模改修についても状況を把握し、計画的な設備整備修繕計画を行う必要がある。定期点検は確実に言い、軽微な修繕があれば迅速かつ適切に行うことで、安全で快適な文化会館の利用に努める。	B

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価	
5 学びと創造に満ちた社会環境づくり	(4) 良質な図書館サービスの推進	①読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備促進	・ 図書館招待事業（9回、延271人） ・ 図書館資料巡回配達事業（9回） ・ 展示コーナーの充実 ・ 電子図書館事業(蔵書 1,985冊) ・ デジタル図書館カード利用者（331人）	町内の幼稚園・保育園・こども園全11施設のうち10施設の5歳児を対象に図書館招待事業を実施し、図書館や読書への興味・関心を高めることができた。引き続き、地域型保育のニルスガーデンを含めた11施設に、図書館お勧めの絵本50冊を定期的に配達する図書館資料巡回配達事業を実施し、園児に対し図書が身近にある環境をつくることができた。 毎月行っているテーマごとの展示だけではなく、町民大学やシグナス、れきしる等で行われるイベント、郷土力士の活躍の展示コーナーを設け、イベント等と資料の紹介ができた。さらに県立図書館の講演会のWeb配信の上映も行い、相乗効果を図ることができた。また、児童生徒が授業で作成した成果物の展示を行い、図書館利用の機会を創出した。 電子図書館の蔵書を増やし、利用の定着を図るために体験会やイベントを行った。また、デジタル図書館カード利用についてできることを引き続きアナウンスした。	B	
				今後も、町民のニーズにあった資料の充実を図ると共に、事業内容に変化を持たせながら旬の行事やイベントを通じて読書環境を提供する。また、令和8年度は図書館開館30周年にあたることから、記念行事として読書に親しむイベントを企画する。 電子図書館やデジタル図書館カードのさらなる利用の推進を図る。		
	(5) こども科学館を拠点とした科学教育の推進	① 幼少期から学ぶ科学教室の推進	・ 土曜学習プログラム 「児童科学クラブ教室」 （10回、延146人）、 「科学館科学実験・工作教室」 （37回、延738人）、 親子ふれあい科学教室 （3回、延38組79人）、 科学の遊び（10回、延320人） ・ 出前講座（22回、延732人） ・ 科学館各種団体受入（10回、延213人） ・ こども科学館来館者（4,533人）	こども科学館の年間の来館者数が、昨年と比較して約1,000人増加した。来館者が個人のSNSで科学館を紹介したことにより、来館者数が急増したものと考えられる。 親子ふれあい科学教室やこどもの日特別イベントの開催により、児童が楽しく参加できる体験教室を開催することができた。	B	
				子どもたちの科学に対する興味関心と探求心を育む活動を継続して行っていく。また、情報発信を工夫し、こども科学館の来館者の増加を図る。		
			②企業や石川工業高等専門学校等の高等教育機関と連携した「科学のまち」の推進	・ WRO Japan公認 2025石川予選会開催 （ITビジネスプラザ武蔵）（金沢市） ・ 科学の祭典（当日各イベント延1,618人）	「親子ふれあい科学教室」（前掲）では県内大手企業の協力によりロボットを活用した科学教室を実施することができた。 WRO Japan公認 2025石川予選会については、石川工業高等専門学校と連携し、金沢市との共催で、ロボミッションカテゴリー内におけるエレメンタリー（8～12歳）・ジュニア（11～15歳）・シニア（14～19歳）の各部門の大会を開催した。 科学の祭典では、サイエンスショーの開催、科学体験ブースの参加により、企業や高等機関と連携した開催することができた。	B
					企業や石川工業高等専門学校と連携し、高度な科学実験教室や先端技術への興味関心を持つことができるよう、新たな企画を展開していきたい。	

重点施策			取 組	実績・今後の方向性	評価
6 ス ポ ー ツ を 通 じ た 地 域 の 活 性 化 と 健 康 ・ 体 力 づ く り	(1) スポーツ活動を通じたコミュニケーションづくりの推進	①スポーツ活動をととした相互交流及びコミュニケーションづくりの推進	・ 全国市町村交流レガッタへの参加	兵庫県豊岡市で開催された第34回全国市町村交流レガッタに7クルー、50名が出場した。 今後もスポーツ活動をととした地域間交流を継続し、相互の競技力向上やコミュニケーション能力・社会性の育成を図る。	B
		②（一社）津幡町スポーツ協会と協働した生涯スポーツの普及と地域づくりの推進	・ スポーツ大会の開催、応援 ・ 小学生を対象としたスポーツ体験教室（土曜学習プログラム）の開催（20回、延403人） ・ 高齢者向けスポーツ教室の開催（33回、延482人）	スポーツレクリエーション祭などの各種スポーツ大会や小学生の健やかな育成を図ることを目的としたスポーツ体験教室（土曜学習プログラム）及び高齢者の体力づくりや生きがいを目的とした、高齢者向けのスポーツ教室を開催した。 地区体育協会との連携を深めるとともに、地区公民館に協力を得ながら、世代を問わず気軽に楽しめるスポーツのさらなる普及に努める。また、ニュースポーツを取り入れた教室を開催していく。	B
	(2) スポーツ団体の活動支援や運営体制の整備推進	①（一社）津幡町スポーツ協会と協働したスポーツクラブの育成と活動支援及び指導者の養成（中学校部活動地域展開の推進）	・ スポーツライフ講習会の開催（4回、延71人参加） ・ 全国大会出場補助金、奨励費の支給 ・ 中学校部活動地域展開に向けての各種団体との協議	生涯にわたり運動やスポーツ活動に親しむために必要な知識・技能を学び、健康で積極的なスポーツライフの形成を目指すため、スポーツライフ講習会を開催した。 ジュニアスポーツクラブに所属している児童及び指導者に対し、全国大会などに出場した場合に補助金や奨励費を支給し、ジュニアスポーツの育成に努めた。 また、部活動の地域展開については、各競技団体と適宜協議を行い、意向等の確認を行い、令和8年度より水泳・サッカーの地域クラブを発足すること、相撲の地域クラブ活動を休日だけでなく、平日も行うことを確認した。 （一社）津幡町スポーツ協会と協働し、スポーツクラブへの指導、助言及び相談を継続し、指導者の養成・人材の発掘と競技者の育成に努める。 文化スポーツ交流館のレスリング場を活用し、ジュニアスポーツクラブの活動を積極的に行うことができた。今後も金メダリストを輩出した町として、レスリング競技の振興に努めていく。 部活動地域展開を行えそうな競技団体と引き続き協議を行い、速やかに地域展開ができるよう調整する。また、継続的に各競技団体の意向等の確認を行い、検討を重ねていく。	A
		②計画的なスポーツ施設の整備	・ 運動施設の整備 ・ 運動器具の充実 ・ 運動公園施設長寿命化対策 ・ 総合体育館長寿命化対策 ・ 屋内温水プール「アザレア」（利用者193,972人、会員1,841人（《令和8年3月31日時点》）	体育施設の長寿命化計画に基づき、総合体育館の西・南側壁面改修工事を行った。 また、運動公園テニスコート5面の改修工事を行い、津幡町テニスコート4面の人工芝改修工事を「スポーツ振興くじ助成金」を活用し行った。 屋内温水プール「アザレア」では、令和7年度末の会員が1,841人（令和6年度末1,735人、106人増）となった。 老朽化しているスポーツ施設の安全性・機能性の確保のため、助成金や補助金を活用し、効果的・効率的な維持管理に努める。 総合体育館、運動公園については、更新した長寿命化計画を基に施設の改修を図る。 屋内温水プール「アザレア」は、指定管理者であるエイムと定期的に協議を行い、利用者にもアンケート調査など実施し町内施設と連携しながら利用しやすい環境整備に努める。	A
	(3) 地域に根ざしたスポーツの振興	①伝統スポーツを生かした地域交流の推進	・ 全国選抜社会人相撲選手権大会の伝統を次代につなぐ ・ 「みどりとボートのまち」を推進	全国選抜社会人相撲選手権大会は津幡町常設相撲場で全国から24チーム89名が参加して開催した。つばたレガッタは「スポーツ振興くじ助成金」を活用し69クルー439名が参加して開催した。 安土・桃山時代が起源といわれる八朔大相撲を継承した全国選抜社会人相撲選手権大会及び「みどりとボートのまち」を掲げるつばたレガッタは、町のシンボルスポーツとして広く町民に親しまれている。 地域に根差した伝統ある大会であり、それぞれのスポーツを活用して地域交流の推進を図るとともに、伝統を次代へつないでいくため、子ども会活動や、「シグナス」、「れきしる」等を活用して、八朔相撲の歴史やオリンピック選手の栄光、町のスポーツ選手の活躍等、本町のスポーツの足跡を紹介していく。	B

重点施策			取組	実績・今後の方向性	評価
7 地域と共に歩む絆づくり	(1) 家庭教育の充実と推進	① 家庭教育力の向上の取組	・ 未来へつむぐ家族の手紙（優良賞3点） ・ 少年の主張石川中央地区大会	家族の話し合いを大切にし、互いの気持ちを理解することができるよう、未来へつむぐ家族の手紙を町内の児童生徒1,131人が応募し、心の教育の充実を図った。 令和7年度の「少年の主張石川中央地区大会」は、津幡町文化会館「シグナス」実施された。中学生が日常生活での体験や考えを自分自身の言葉でまとめ、それを発表することにより、中学生世代における社会参加意識の醸成を図るとともに、多くの大人に現代の中学生への理解が深まった。 日頃なかなか口に出せない家族のそれぞれの思いを表現して、互いの気持ちを理解することや、家族の話し合いを大切に作る気運を高め、家庭教育を推進する。	B
	(2) 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実	① 関係機関や地域住民との連携・協働による地域コミュニティづくりの推進	・ 町づくり美化大作戦（6月、10月実施） ・ 社会体育大会（津幡地区・中条地区・笠野地区・井上地区・英田地区・河合谷地区・刈安地区・萩野台地区・笠井地区） ・ 公民館大会	社会教育関係団体と協働し、町づくりの一環として全町民を対象に環境保全と美化作業を行う「まちづくり美化大作戦」を6・10月に実施した。 津幡・中条・井上・英田地区の大中規模の社会体育大会は暑さ対策も兼ねて、半日（午前）開催にし、防災を意識した種目（救援物資リレー）を取り入れた。 公民館大会は、社会教育功労者表彰（5名）、公民館活動発表（条南公民館）、講演会（大川裕貴氏）を行った。地域の特色を生かした公民館活動の事例発表は、今後の公民館運営のモデルとして参考となった。 美化意識や健康の向上を図るだけでなく、異世代が協働して参画することで世代間交流や地域住民のつながりを深めるため事業の継続に努める。 社会体育大会は地域コミュニティづくりに欠かせない行事の1つである。種目や時間割などを工夫し、継続的な大会開催に努める。	B
		② 土曜学習等による地域の人々との交流及び学習活動の推進	・ 放課後子ども教育推進事業（令和6年度 422回、延8,438人参加） （令和7年度 367回、延8,233人参加）	生涯学習センター、公民館、児童センター、科学館で、地域の方の協力を得て、平日の放課後、土曜日、学校の長期休業中に放課後子ども教室を実施した。津幡公民館の親子左官教室、条南公民館のスカットボール大会、井上公民館の宿泊体験など多彩な行事が実施された。 今後も地域の人材を活用し、子どもたちが多様な体験を楽しむことのできる事業を実施する。子どもたちの安全安心な居場所を提供し、活動を継続していく。	B
		③ 地域の実情に応じた学校支援活動の充実	・ 地域ぐるみの学校支援推進事業（学習支援：令和6年度 210時間、令和7年度 333時間） （地域支援：令和6年度 188時間、令和7年度 197時間）	地域の人材を活用し、学習の基礎基本を教える放課後学習支援やミシン・裁縫・調理実習の家庭科授業の補助を実施。また、部活動や和太鼓の指導をし、教員の負担を軽減することができた。 今後も地域の方の協力を得ながら、児童生徒の学習支援や地域支援活動の充実を図り、教員の負担を軽減していく。	B

6 外部評価委員の意見

教員の私物のカメラ等の機器で児童を撮影することを禁止するなど、児童生徒と教員の安全面を守る対策を全小中学校で徹底してほしい。

学校や関係機関と情報共有・連携したいじめ防止対策の推進において、今後の方向性として、より児童生徒の命を守るという部分を強調する施策を入れて欲しい。学校内で匿名のアンケートを行って水面下で見えなかったいじめ等の状況を見つけ出すなどの対策を盛り込んでも良いのではないかと。手遅れになる前に先手の対策を取ることができると思う。

学校生活に不安や困難を抱える児童生徒について、保健室以外で休憩できるような場所の提供や、一緒に寄り添う教員や支援員の配置を今まで以上にお願いしたい。

各小中学校に配置しているスクールカウンセラーや、教育センターに公認心理師という相談の窓口があることは非常に心強いことであるので、さらなる改善・充実をお願いしたい。

熱中症対策によって、児童生徒が屋外・屋内でのスポーツが長時間行えない状況が、近年多く発生しているため、体育館の空調整備を早急に進めてほしい。

反面、快適な空間にばかりいると、外での活動時には、かえって熱中症のリスクが高まるので、WBGT(暑さ指数)などを見て、教員が各々で空調機使用可否の目安も一緒に整えていただきたい。

熱中症対策等により夏休みの学校プール開放は中止となっている。また、井上地区と中条地区では100キロコンペが継続されている。夏休み期間中の子どもの体力づくりのため、安全を確保しながら、体力向上を兼ねた津幡町独自の取り組みを続けて欲しい。

グッドマナーキャンペーンは青少年の健全育成を主眼に石川県を挙げて20年以上続いている取り組みで、毎年9月に行っているが、昨今の気温上昇の影響で、9月でも猛暑が続いており、参加される高齢者のボランティアの方たちを考慮して、開催の時期を動かすことを検討してほしい。

SNSによる問題は子どもにとっては大人に言いだしにくいことである。保護者まで情報がきちんと行き届き、児童生徒が充実した生活を送れる環境を構築していくことを常に意識して欲しい。

児童生徒のスマートフォンの学校への持ち込みは原則禁止されているが、緊急時などに保護者や学校との連絡手段になるので、持ち込み可とする考え方もある。その場合、児童生徒のモラルに任せずに、適切な指導を行っていくしかない。

児童生徒のSNSでのトラブルを防ぐには、各家庭において使い方のモラルを守るよう

に保護者の方に子供を指導していただくしかない考える。

SNSをきっかけとした児童生徒の犯罪被害が度々報じられている。そのため、SNSの利用について、家庭内でのルール確認や情報モラルについての周知が必要である。

学校や教育委員会としても、保護者向けにSNSに対する講習会を開催するなどして、保護者の方に頑張ってもらいたいことが必要になると思う。

部活動の大会などへの移動は安全・安心を前提に対処してほしい。

部活動の地域展開を進めるためには、受け皿となるジュニアクラブの存在が必要になると思う。ジュニアクラブの後継者・指導者が不足している課題があり、指導を希望する人がいないか町が主体となりリサーチして話を繋ぐなど、サポートを受けることができるよう対応してほしい。

また、大学生や関係者からのサポートがもらえるよう働きかけて欲しい。

中学生海外派遣交流事業は、生徒にとって貴重な体験になればよい。津幡町が外国語教育に力を入れていることがよくわかるので、児童生徒が外の世界と触れ合えるような環境づくりを続けて欲しい。

学校給食が無償化となり保護者の金銭的な負担は減ったが、食材費等様々な経費が上昇していることで給食の質の低下や品数の減少がないよう、現況維持を続けてほしい。

一方で、食べ物に対するありがたみが薄れてしまう恐れがあると考えているので、無償化をきっかけとして、「食」へのありがたみを伝える教育を行ってほしい。

最近では自宅では男女問わず洋式トイレを使用している子どもが多い。そのため、学校の男子トイレの小便器を洋式トイレに改修することを検討してほしい。

子どもたちが学校など色々な場所で掃除を行うことで得る経験は大事なものであるが、トイレ清掃については、子どもたちでは便器まわりや落ちない汚れ等困難な箇所もあるので、専門業者による清掃を充実してほしい。

街中・山手問わず、登下校中の児童生徒がクマに出くわす可能性があるのでしっかりと対策を取って欲しい。

クマ出没時には、学校から下校時のお迎え依頼の連絡がくるが、保護者が迅速に連絡を受け取れない場合がある。その時は、学校での児童生徒の待機時間を長く取る対応をしてくれるので、保護者も助かる。

また、安全対策として集団下校を行っているが、その他の対策として町として臨時的なバスでの送迎などを考えられないか。

資 料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - (6) 第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第 1 項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○津幡町教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、津幡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育に関する事務、事業の管理及び執行の状況の点検及び評価について、客観性の確保を図るため、津幡町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施する事務、事業の点検及び評価に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 委員に対する報酬は、予算の範囲内において別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。